

からざる爲め、次第に民心に離れつゝ在り。

苟も汗王、親王、郡王と稱し、又貝勒、貝子と稱す。其の實情を知らざる者は、清廷の皇族と同一名稱なるに因り、恰も之と其の資格を同うする如く感ずるならん。大清會典には蒙古、回部の各王は清朝の皇族の下、諸臣の上なりと制定され在り。然れども、這是素より政略上斯の如くせしに過ぎずして、實は何れも蠻族の酋長たるに過ぎず。否酋長たるの資格さへ無き者多し。現に其の生活状態を觀來れば、人格あらず眞價あらず。只吐爾扈特汗王と哈密親王とのみ、纔に酋長たるの資格を認め得るのみ。

蒙古王及
回部王

蒙古王及回部王にして、部族に對する不當の行爲あるときは、部族一致して伊犁將軍に直訴し、將軍は之を室内に監禁し、反省せしむるを常とす。現に予の旅行中、聞知せし所に依れば、數年前、精河の貝子は、管下の人民を酷遇したるに因り、忽ち縲綯の辱を受け、監禁の厄に遇ひたるが、王は切に將軍に向ひて、將來決して此の如き行爲を爲さざるを誓ひ、始て放釋せらるゝを得たりと云ふ。然れども蒙古族と其の貴族との關係は、實際は兎も角も、表面上は、純然君臣の情態有りて、各部族は常に